

新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

- 第1条 社会医療法人貞仁会が開設する新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション（以下、「事業所」）が行う訪問看護・介護予防訪問看護（以下、「訪問看護」）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の職員が（以下「看護師等」という。）病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特徴を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1) 名 称 新札幌ひばりが丘訪問看護ステーション
 - 2) 所在地 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番40号 新札幌ひばりが丘病院ウェルフェアセンター2階

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1) 管理者 看護師1名 （看護職員と兼務）
管理者は、事業所の所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。また自らも訪問看護の提供に当たるものとする。
 - 2) 看護職員 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上
（内、常勤2名以上）
看護師等は、訪問看護計画書を作成し訪問看護を行い、訪問看護報告書を作成するものとする。
 - 3) その他 医療技術職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等） 1名以上
 - 4) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1) 営 業 日：月曜日から金曜日までとする。
ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
 - 2) 営業時間：月曜日～金曜日 午前9時00分から午後5時00分までとする。
 - 3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。また、必要に応じて訪問看護を行う。

（訪問看護の提供方法）

- 第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2) 利用希望者又は家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- 3) 介護保険法の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1) 病状・障害の観察
- 2) 褥瘡の予防・処置
- 3) リハビリテーション
- 4) ターミナルケア
- 5) 認知症患者の看護
- 6) 療養生活や介護方法の指導
- 7) カテーテル等の管理
- 8) その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市厚別区、白石区、清田区、豊平区及び江別市の一部地域、北広島市一部地域とする。

(介護保険法の訪問看護の利用料)

第9条 訪問看護を提供した場合、本人の負担割合に応じた利用料を徴収する。その他の利用料として、同意に基づき各種加算の徴収や、通常の訪問看護実施地域外への訪問看護にかかる交通費を徴収する。(交通費については別紙「料金表」参照)

2 長時間利用料として特別管理加算算定者以外の90分を超える長時間利用者については実費を徴収する。(別紙「料金表」参照)

(健康保険法の訪問看護の利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。(別紙「料金表」参照)

2 その他の利用料として以下の料金を徴収する。(別紙「料金表」参照)

- 1) 差額費用の利用料：長時間料金(90分を超える)
休日料金
時間外料金
- 2) 実費負担の利用料：交通費、衛生材料等、日常生活上必要な物品代、死後処置料

(訪問看護のキャンセル料)

第11条 利用者の都合により訪問看護当日にキャンセルした場合は、キャンセル料として1,000円を徴収するものとする。但し、利用者様の容態急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、また訪問前日までに連絡の場合はこの限りではない。

(保険適用外サービス利用料)

第12条 保険外での訪問看護サービスを提供した場合、実費負担となる。
(別紙「料金表」参照)

(緊急時等における対応方法)

第13条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、看護師の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について

- て、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止)

- 第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- 2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 3 事務所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置くこと。

(業務継続化計画の策定等)

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第20条 事業所は、適切な訪問看護を提供するため、看護職員等に対するハラスメント行為(性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、必要かつ相当な範囲を超えたもの及び利用者及びその家族からの要求等について、その内容が著しくの妥当性を欠き、また、その要求への対応手段等が社会通念上不相当なものであつて、当該対応手段等によって看護職員等の就業環境が害されるものをいう。)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人貞仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. 平成18年 7月 1日施行
2. 平成20年 4月 1日改定
3. 平成20年 12月 1日改定
4. 平成21年 2月 1日改定
5. 平成21年 4月 1日改定
6. 平成24年 4月 10日改定
7. 平成24年 9月 1日改定
8. 平成26年 10月 1日改定
9. 平成27年 9月 1日改定

10. 令和 2年 6月 16日改定
11. 令和 4年 10月 25日改定
12. 令和 5年 4月 1日改定
13. 令和 6年 4月 1日改定
14. 令和 6年 9月 1日改定
15. 令和 7年 3月 1日改定
16. 令和 7年 6月 1日改定

別紙

職員の員数

1) 管理者 看護師	<u>常勤 1 名</u>
2) 看護師等 看護職員 看護師	<u>常勤 2 名以上</u>
3) 作業療法士	<u>1 名以上</u>
3) 事務員	<u>1 名以上</u>

付 則

- 1. 平成 2 1 年 4 月 1 日 改定
- 2. 平成 2 1 年 9 月 1 日 改定
- 3. 平成 2 4 年 9 月 1 日 改定
- 4. 平成 2 5 年 3 月 1 日 改定
- 5. 平成 2 5 年 9 月 1 日 改定
- 6. 平成 2 6 年 7 月 1 日 改定
- 7. 平成 2 6 年 1 0 月 1 日 改定
- 8. 令和 2 年 6 月 1 6 日 改定
- 9. 令和 6 年 4 月 1 日 改定
- 1 0. 令和 6 年 9 月 1 日 改定
- 1 1. 令和 7 年 3 月 1 日 改訂